

令和5年11月27日

会員 各位

全国中小企業団体中央会

「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善における特別措置法施行規則の一部を改正する省令」及び「有期労働契約の締結、更新及び雇止め等に関する基準の一部を改正する件」（無期転換ルール・労働契約関係の明示等）並びに「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」に関する御願いにつきまして

この度、標記に関し、厚生労働省労働基準局長、職業安定局長より、  
本会会長宛てに、別紙の通り周知依頼がありました。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、本件につきまして周知  
していただきますようお願い申し上げます。

別紙の関係団体の長 殿

厚生労働省  
労働基準局長  
(公印省略)  
職業安定局長  
(公印省略)

「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」及び「有期労働契約の締結、更新及び雇止め等に関する基準の一部を改正する件」(無期転換ルール・労働契約関係の明示等)並びに「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」に関する御願いに  
つきまして

日頃から労働行政の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(令和 5 年厚生労働省令第 39 号)及び有期労働契約の締結、更新及び雇止め等に関する基準の一部を改正する件(令和 5 年厚生労働省告示第 114 号)(以下「労基則等改正省令等」という。)が令和 5 年 3 月 30 日に、また職業安定法施行規則の一部を改正する省令(令和 5 年厚生労働省令第 89 号。以下「安定則改正省令」という。)が令和 5 年 6 月 28 日に公布等されました。

この労基則等改正省令等及び安定則改正省令ともに、令和 6 年 4 月 1 日より施行することとしており、無期転換ルール・労働契約関係の明示等に関しまして、別添のとおり、パンフレット等を作成しております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、法令の遵守を御願いするとともに、改正内容等の周知に御協力を賜りますよう御願い申し上げます。

<参考>

別添の詳細は、以下の厚生労働省ウェブサイトに掲載しております(それぞれ QR コードでリンク先に移行します。)

○令和 6 年 4 月から労働条件明示のルールが改正されます  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32105.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html)



○令和 6 年 4 月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaiseil.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaiseil.html)

